

高松高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 賦課決定処分取消訴訟及び国家賠償請求控訴事件
国側当事者・国(徳島税務署長)

平成24年10月11日その他・棄却・確定

(第一審・徳島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年3月26日判決、本資料262号-71・順号11921)

判 決

控訴人(1審原告)	甲
被控訴人(1審被告)	国
同代表者法務大臣	田中 慶秋
処分行政庁	徳島税務署長 二木 順一
同指定代理人	石間 大輔
同	西丸 真弓
同	川原 久志
同	松本 浩伸
同	濱 孝幸
同	尾上 幸男
同	船井 孝行
同	黒川 美徳

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 徳島税務署長が控訴人に対して平成20年6月30日付でした平成17年度分の所得税の更正処分のうち、総所得金額546万4740円及び分離株式等の譲渡に係る所得の金額1216万6330円を超える部分並びに課税総所得金額に対する税額36万6800円及び課税分離株式等の譲渡に係る所得の金額に対する税額74万5360円を超える部分並びに過少申告加算税のうち5万6000円を超える部分の賦課決定処分を取り消す。
 - (2) 控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は第1、2審を通じてこれを100分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 徳島税務署長が控訴人に対して平成20年6月30日付でした平成17年度分の所得税の更正処分のうち、総所得金額546万4740円及び分離株式等の譲渡に係る所得の金額238万5260円を超える部分並びに課税総所得金額に対する税額36万6800円及び課税分離株式等の譲渡に係る所得の金額に対する税額6万0690円を超える部分並びに過少申告加算税

の賦課決定処分を取り消す。

- 3 被控訴人は、控訴人に対し、100万円及びこれに対する平成22年6月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、①徳島税務署長（以下「税務署長」という。）が、平成17年度分の所得税確定申告をした控訴人に対して、平成20年6月30日付でした平成17年度分の所得税の増額更正処分（以下「本件更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定（以下「本件賦課決定処分」という。）に関して、株式等の譲渡に係る所得の計算上必要経費に算入すべき費用を必要経費とは認めず、所得を過大に認定した違法があり、本件更正処分に係る税務調査において税務署職員の重大な違法行為があるなどと主張し、これらを理由として、本件更正処分のうち、控訴人の申告における総所得金額546万4740円及び分離株式等の譲渡に係る所得の金額238万5260円を超える部分並びに課税総所得金額に対する税額36万6800円及び課税分離株式等の譲渡に係る所得の金額に対する税額6万0690円を超える部分と、本件賦課決定処分の取消しの訴えを提起するとともに、②上記税務署職員の税務調査が不法行為に該当し、控訴人は精神的苦痛を受けたとして、国家賠償法1条1項による損害賠償請求権に基づき慰謝料100万円及びこれに対する本件訴え提起日である平成22年6月9日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審において、控訴人は、本件更正処分につきその全部の取消しを求めていたことから、原審は、本件更正処分のうち前記の控訴人の申告にかかる総所得金額及びこれに対する税額並びに控訴人の申告にかかる分離株式等の譲渡に係る所得の金額及びこれに対する税額を超えない部分の取り消しを求める部分を却下し、その余の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が、控訴した上、上記の訴え却下に係る請求部分につき不服申立ての範囲から除外した。

- 2 前提事実（争いのない事実及び引用の証拠等により容易に認定できる事実）、関連法令の定め、争点及びこれについての当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第2の2ないし3、4の(2)（2頁22行目から10頁13行目まで、11頁1行目から19頁12行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁2行目から3行目にかけての「36万6800円とされ」を「238万5260円とし」と改める。
- (2) 同6頁16行目の「100分の15」の次に「(平成17年当時は、旧租税特別措置法により100分の7)」を付加する。
- (3) 同13頁11行目の「客観的基準に即してなされるべきものである。」を「客観的に認識されるものでなければならない。」と改め、15行目の「家事関連費は、」の次に「その主たる部分が業務遂行上必要であり、かつ、」を付加する。
- (4) 同18頁22行目の「水曜日への」を「水曜日の」と改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件更正処分のうち、総所得金額546万4740円及び分離株式等の譲渡に係る所得の金額121万66330円を超える部分並びに課税総所得金額に対する税額36万6800円及び課税分離株式等の譲渡に係る所得の金額に対する税額74万5360円を超える部分並びに過少申告加算税のうち5万6000円を超える部分の賦課決定処分を取り消す限度で理由があり、その余の控訴人の請求はいずれも理由がないから、棄却すべきものと判断する。その理由は、

次のとおり補正するほかは、原判決「事実及び理由」第3の2ないし4（20頁20行目から36頁20行目まで）記載のとおりであるから、これを引用する。

控訴人の原審及び当審における主張に即して提出された証拠を子細に検討しても、上記引用にかかる認定判断を変更すべき点は見あたらない。

1 原判決22頁18行目及び20行目の「非常な」をいずれも「非常に」と改める。

2 同23頁11行目末尾の次に行を改め、次のとおり付加する。

「控訴人は、徳島税務署では、電話回線が2回線あれば1回線は事業用として認めているし、1回線なら割合的認定をしている旨主張し、これに沿う証拠として、農業所得収支計算書作成要領（甲100）を提出する。

しかし、上記要領が、割合的認定が認められる場合について、法45条1項1号、法施行令96条1号に定める要件、すなわち、経費の主たる部分が業務遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分されていると認める場合と異なる要件を規定しているものとは解されない。」

3 同25頁25行目の「求めに応じて」を「求められるままに」と改める。

4 同26頁9行目の「管理費を42万円とする」を「管理費を52万5000円とし、内金42万円を契約時に支払うこととする」と改め、14行目の末尾の次に、次のとおり付加する。

「そして、証拠（甲79、102の各1、2）によれば、控訴人は、株式会社Fに対し、平成16年3月19日、同年4月15日に各15万7500円、合計31万5000円をK銀行P支店自動機扱いにより振込入金したことが認められ、これと上記認定したところを総合すると、控訴人は、株式会社Fとの間で、管理費52万5000円の内金42万円を契約時に支払うこととし、平成16年になんらかの事情で同会社に支払った31万5000円をその支払に充当した上、平成17年6月22日に残金10万5000円を支払って、平成18年6月21日までの投資顧問契約を締結し、その後、平成17年11月2日、同年12月9日及び平成18年2月2日に各10万5000円を支払ったことが認められ、証拠（原審控訴人本人）及び弁論の全趣旨によれば、上記支払分合計73万5000円のうち管理費52万5000円を超える部分は報酬の支払に充てられたものと認められる。」

5 同頁18行目の「算入すべきであり、」の次に「上記認定の73万5000円につき、」を付加し、19行目の「22万2082円」から同27頁の16行目末尾までを「38万8643円（73万5000円×193÷365）」と算定される。」と改める。

6 同28頁20行目の「甲26号証」を「控訴人の戊に対する誓約書（甲26）」と改める。

7 同29頁8行目の「後述4(3)」を「後述4(4)」と改める。

8 同30頁14行目末尾の次に行を改め、次のとおり付加する。

「(9) 必要経費についてのまとめ

前提事実に以上認定したところを総合すると、控訴人の平成17年度の株式等に係る譲渡所得等の収入は、原判決別紙記載の「収入金額」欄に記載のとおり合計2億6388万5762円であるところ、その必要経費として、上記別紙の順号6ないし9記載の取得費合計2億4967万1948円、上記別紙の順号28記載の譲渡委託手数料29万9721円、上記別紙の順号30記載の投資顧問料135万9120円のほか、上記別紙の順号29記載の投資顧問料38万8643円を認定することができる。」

9 同31頁10行目の「内容が」を「内容も、G及びHから受けた税務指導の内容も、証拠上、」

と改め、17行目の「後記(3)」を「後記(4)」と改め、22行目の「記載の」を「に連絡先として記載されたPの」と改める。

10 同36頁20行目末尾の次に行を改め、次のとおり付加する。

「5 結論

以上認定したところによれば、控訴人の平成17年度の所得税の分離課税の対象である株式等に係る譲渡所得の金額は、収入2億6388万5762円から必要経費合計2億5171万9432円を差し引いた1216万6330円、控除されるべき繰越損失額は151万7470円であるから、課税株式等の譲渡所得金額は1064万8000円（千円未満切り捨て。通則法118条1項）となる。そうすると、課税株式等の譲渡所得に対する税額はその7パーセントである74万5360円となり、これと課税総所得金額に対する税額36万6800円合計111万2160円から2割の低率減税額22万2432円及び源泉徴収額41万2900円（甲31）を控除すると本来納税すべき税額は、47万6828円となり、本件確定申告を通じて還付された7万0908円を併せて54万7700円（100円未満切り捨て。通則法119条1項）を納付すべきこととなる。

そして、これに対する過少加算税は、 $54万 \times 0.1 + 4万 \times 0.05 = 5万6000円$ となる。

してみれば、本件更正処分のうち、総所得金額546万4740円及び分離株式等の譲渡に係る所得の金額1216万6330円を超える部分並びに課税総所得金額に対する税額36万6800円及び課税分離株式等の譲渡に係る所得の金額に対する税額74万5360円を超える部分並びに過少申告加算税のうち5万6000円を超える部分の賦課決定処分は不適法であるからこれを取り消すべく、その余の控訴人が取消しを求める部分は適法であるから、理由がないものとして請求を棄却すべきところであり、控訴人の国家賠償請求は理由がないから棄却すべきである。」

第4 結語

よって、原判決を上記判断のとおり変更すべく、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第2部

裁判長裁判官 金馬 健二

裁判官 安達 玄

裁判官 田中 一隆